

29. 豊明市

「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」回答

豊明市

【2】

1. (1) ①第4期の介護保険料は実質9段階として、特に非課税世帯の料率を低く設定しました。
②利用料の独自減免は考えていません。国の制度に準じて実施していきます。
③ア. 非該当や要支援におちた方には、地域包括支援センターでフォローできる体制をとっています。
イ. 厚労省の示した様式に準じた説明書を配布していきます。
ウ. 介護認定審査会委員と要介護認定調査員に対して、県や厚労省が実施した8月の研修会に全員を参加させました。また、研修会などの情報については、その都度に事業所へ情報を提供しています。
④地域密着型サービスについては、次期事業計画のなかで整備予定をしています。
⑤ケアマネの資質向上とネットワーク化を図るため、介護保険事業者連絡会(ケアマネ連絡会)を定期開催し、情報提供や研修実施のための予算措置をしています。
- (2) ①昼食、夕食それぞれ週3日、計6日間実施しています。
②ア. タクシー初乗り基本料金の助成による外出支援事業を実施しています。
イ. 市内27ヶ所の老人憩いの家に委託料の支払をしています。また、老人憩いの家が設置されていない4ヶ所の区には高齢者活動拠点補助金を交付しています。
- (3) ①要介護認定は、介護の手間のかかり具合によって要介護度が認定されており、障害認定とはその判断基準が異なるものであります。従いまして、要介護度をもって、一律に障害認定をするのではなく、個別に障害の判断を判定する必要があります。
②広報及び確定通知書のなかにお知らせ文を同封して全員への周知を図っており、要介護認定者への個別送付は考えていません。
2. ①後期高齢者医療対象者すべての医療費負担を無料にすることは、考えていません。独居の非課税者については、愛知県が対象外にした以降も対象としています。
③保険料滞納者については、愛知県後期高齢者医療広域連合の短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付等に関する要綱に従い取り扱うことになりますが、國の方針では、「資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質なものに限って運用する」とあるので、個々の状況をよくお聞きして対応することになります。

⑤定期接種とするべきものとの考え方から、現在のところ助成制度を導入する考えはありません。

3. ①現在通院は、小学生3年生の年度末が対象になっています。他市に比べ対象年齢が低いことは、認識していますので、対象年齢引き上げに努力していきます。
②妊婦健診の公費負担は子育て支援の観点から、産前14回を実施しています。超音波検査4回については、周辺市町村の状況を勘案しながら、検討していきたい。産後健診については、その後の課題となると考えております。
③定期接種とするべきものとの考え方から、現在のところ助成制度を導入する考えはありません。
④現在、豊明市教育委員会では児童生徒の安全な学習環境整備として、学校校舎の耐震化を喫緊の課題として取り組んでおります。その関係上、就学援助補助の基準を拡大し見直しすることは現時点においては困難であると考えます。また、申請の受付については、以前より市町村の窓口で受付を実施しております。
4. ①ア. 当市の国保税は平成8年度以降改定をしておりません。国保医療費が伸び続けている中で、一般会計も国保特会と同様に財政状況は大変厳しく、保険税の収入が伸び悩んでいる状況では、国保特会の運営維持に困難をきたしており、引き上げざるを得ない状況にあります。ただ、平成21年度より「失業・廃業」に伴う所得減少者については、判定基準を緩和し一部減免制度の充実を図りました。
イ. 考えておりません。
ウ. 低所得者層については、軽減措置が適用されており、上乗せとなる減免制度は考えておりません。
エ. 高額所得者を含めた大幅な軽減措置の拡大は、国保会計の運営に支障を来すことになりますので、難しいと考えます。
②ア. 現在、資格者証は発行しておりません。
イ. 今後も短期保険証の交付にて対応します。
ウ. 払いきれない加入者の方には、収納課にて納税相談を実施し、加入者の生活実態を考慮した税の徴収を心がけております。
③低所得者世帯に配慮しており、より一層の措置は考えておりませんが、周地につきまし
ては、他の制度とあわせてPRに努めたいと考えております。
5. ①障害者自立支援法により、負担上限月額の設定や食費減免等により低所得の方の利用料は既に軽減されているため、市独自の施策としてさらなる軽減策を行う予定はありません。

- ②生涯福祉サービスや補装具の利用者負担との均衡を考えると、地域生活支援事業の利用料をなくすことは考えておりません。ただし、地域生活支援事業の利用者負担については、所得に応じて低率での負担としております。利用者負担の低所得者への軽減策としては、移動支援、地域生活支援センター事業は、利用者及びその配偶者が市町村民税非課税の場合は利用者負担を3%、市民税所得割の額16万円未満の場合は5%を適用しています。また、日常生活用具は、利用者及びその配偶者が市町村民税非課税の場合は5%を適用しています。
- ③障害者が自立して地域で暮らすために、ケアホーム・グループホームは非常に重要な施設と考えています。現在すでに、国や県の設置や運営に対する補助制度がありますので、市としての役割は、こうしたケアホーム・グループホームの設置について近隣住民の理解を得ていくことと考えています。したがって、市町村単独の補助制度は考えていません。

6. ①保険者が実施する特定健診については、国民健康保険被保険者の健診を実施し、負担金は無料となっております。その他のがん検診等については、集団方式では500円から1,000円、医療機関方式では600円から4,000円の負担金を負担していただいております。ただし、70歳以上、生保、市民税非課税世帯、障害者（1～3級、知的A・B、精神1～2級）及び、集団検診の節目年齢（40・50・60歳）は無料としております。

特定健診の実施期間は、特定保健指導の関係もあり、6月から10月までの5ヶ月間とし、医療機関方式のがん検診についても期間を合わせております。

集団方式のがん検診は、今年度は5月から11月まで実施しております。この他集団で、骨粗しょう症検診も実施しております。

②現在、35歳から39歳までの方を対象に実施していますが、財政的に許されるならば、まずは、対象者の拡大を検討していきたい。無料化については、考えておりません。

③昨年度より医療機関での節目歯科健診は、30歳から70歳までの10歳刻みから30歳から75歳までの5歳刻みに拡大し、対象年齢を倍増しておりますので、現在のところ更なる拡大は考えておりません。

7. ①生活保護実施においては、扶養義務者による援助や他方他施策の活用などを優先することとされています。保護の相談時においては、まずこのような他に方法がないかを相談させていただきます。充分相談した上で他に方法がないとなれば保護を実施し、法定期限内で開始をしております。

②稼働能力があるにもかかわらず就労先がなく収入がない方、また収入がないため居住地を失った方へは、国の雇用対策事業など①同様に他の施策について相談させていただき充分相談した上で他に方法がないとなれば保護を実施します。

③現在稼働能力のある方の申請が増大しています。こうした中、一刻も早く就労していただくために就労支援を専門とする支援員を22年4月に設置する方向で検討しています。